

長岡京市議会後援名義等の使用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市議会が行う後援名義及び議長賞等の名称の使用の承認（以下「後援等の承認」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 議長は、国、地方公共団体その他団体又は個人が主催するコンクール、展覧会、競技大会その他の行事及び催事等（以下「事業」という。）で、その内容が広く一般市民を対象とし、市民福祉の増進、市民文化の向上又は地域社会の健全な発展に寄与すると認められるものであって、かつ、公益性のあるものについて、後援等の承認をすることができる。ただし、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、これを承認しないものとする。

- (1) 特定の政治団体その他の団体若しくは個人が主催するもので政治活動若しくは宗教活動を目的とするもの、又は政治団体若しくは宗教団体に反対することを目的とするものであると認められるとき。
- (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするとき。
- (3) 営利又は特定の団体等の宣伝又は売名を目的とする事業であると認められるとき。
- (4) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織にとって利益になると認められるとき。
- (6) 行政の運営に支障が生じるおそれがあるとき。
- (7) 事業の主催者が十分な事業遂行能力を持たないと認められるとき。
- (8) 事業の主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するとき。ただし、会費程度の徴収で利益が生じないときはこの限りでない。
- (9) 事業が私的な利益を目的としているとき。
- (10) その他議長が適当でないと認めるとき。

(後援名義の使用)

第3条 後援等の承認を受けた事業の主催者（以下「主催者」という。）は、当該事業に関し発行する印刷物等に、長岡京市議会（以下「市議会」という。）が後援している旨を表示し、又は市議会が後援をしている旨を放送等により公表することができる。

(議長賞等の名称使用)

第4条 主催者が、賞状等の交付を行うときは、議長賞等の名義を使用することができる。

(申請手続)

第5条 事業に対し、後援等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の実施予定日の1月前の日までに次に掲げる書類を添えて後援名義等使用承認申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を議長に提出しなければならない。ただし、議長が特に認めた場合は、必要事項を記載した任意の書式で申請し、又は添付書類の全部若しくは一部の提出を省略することができる。

- (1) 事業計画書又は開催要項
- (2) 定款、規約、会則その他団体等の概要が分かる書類
- (3) 役員名簿

(4) 収支予算書（入場料その他費用を徴収する場合）

(5) 賞状等の文案（議長賞等を交付する場合）

(6) その他議長が必要と認める書類

（許可通知）

第6条 議長は、前条の申請書を受け付けたときは、内容を審査し、適当と認めた場合は長岡京市議会後援名義等使用承認書（別記様式第2号）を、適当と認められない場合は長岡京市議会後援名義等使用不承認書（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（内容変更の届出）

第7条 主催者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに後援名義等使用内容変更届出書（別記様式第4号）により議長に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第8条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等の承認を取り消すことができる。

(1) 後援等の承認をした事業が、第2条の基準を満たさないことが判明したとき。

(2) 前条に規定する内容変更の届出により当該事業が第2条の基準を満たさなくなったとき。

(3) その他後援の承認を行うにふさわしくない事態が生じたとき。

2 議長は、前項の規定により後援等の承認を取り消したときは、長岡京市議会後援名義等使用承認取消通知書（別記様式第5号）により、第6条の規定による承認を受けた者（以下「被承認者」という。）に通知する。

3 議長は、事業が実施された後に、当該事業が第2条の基準を満たさないことが判明したときは、適切な措置を講ずるよう被承認者に要請することができる。

4 第1項の規定による取消しにより生じた損害について、市議会は一切その責を負わない。

（事業報告）

第9条 被承認者は、事業終了後30日以内に資料を添えて後援名義等使用事業実施報告書（別記様式第6号）を議長に提出しなければならない。ただし、特に議長が認めた場合はこの限りでない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月27日から施行する。